

1. 議事日程（令和8年第1回北広島町議会定例会）

令和8年3月25日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第3号	北広島町手話言語条例
日程第2	議案第4号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第5号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
日程第4	議案第6号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第7号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第8号	北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第9号	北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第10号	北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第11号	北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第12号	北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第13号	北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第14号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第15号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第16号	指定管理者の指定について
日程第15	議案第17号	北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第16	議案第18号	町道の路線の認定について
日程第17	議案第20号	工事請負契約の変更について (豊平ウイング屋根改修工事)
日程第18	議案第21号	工事請負契約の変更について (大朝小学校校舎大規模改修工事)
日程第19	議案第22号	工事請負契約の変更について (北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事)
日程第20	議案第23号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第21	議案第24号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第25号	令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第26号	令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第27号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第28号	令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第29号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第30号	令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第28	審査報告	予算審査特別委員会審査報告

日程第29	議案第31号	令和8年度北広島町一般会計予算
日程第30	議案第32号	令和8年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第31	議案第33号	令和8年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第34号	令和8年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第33	議案第35号	令和8年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第34	議案第36号	令和8年度北広島町診療所特別会計予算
日程第35	議案第37号	令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第38号	令和8年度北広島町下水道事業会計予算
日程第37	発議第3号	北広島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
日程第38	発議第4号	北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第39	発議第5号	議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第40	発議第6号	北広島町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第41		閉会中の継続審査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局長補佐 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案審議、採決となっております。発言をする際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。また質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第3号 北広島町手話言語条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第3号、北広島町手話言語条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第3号、北広島町手話言語条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第4号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第4号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。北広島町課設置条例の一部改正で、新たに農地整備課を設置するということになっております。この中に事務分掌の記載、ほ場整備に関すること、土地改良に関することという記載はありますけれども、具体的な業務内容、これをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 今回上程をさせていただいております課設置条例につきまして、農地整備課ということで議案のほうにもありますけれども、事務分掌ではほ場整備に関すること、土地改良に関することということで、具体的に申し上げますと、現在進めております再ほ場整備、この事務、それから換地等の事務もありますし、あと工事の発注等々の関係もありますので、そういったほ場整備に関する全般的な業務、それから旧町ごとにありました土地改良区、これ

の整備、整理を進めてまいるといことでございます。ほかにも担い手の育成とかいったようなこともございますけれども、詳しい事務分掌につきましては、町の行政組織規則の中で定めてまいりますので、今後調整してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 規則の中で定めるということで、この新たな農地整備課の執務、これは本庁で行われるのかどうか、そして課員数どのぐらいなのかお聞かせください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 執務につきましては、本庁業務ではございますけれども、ご覧のとおり、ちょっと手狭な関係もありますので、外部の町の施設ということで、今現在壬生のふれあいセンターを考えております。人員につきましては課長以下、現状は3名なんですけれども、会計年度任用職員も含めて4名、あるいは5名体制で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 執務は本庁舎内ではなくて別な場所ということで、先ほど説明がありました新規就農者等の関連もあるかもというふうなことでしたが、関連の深い農林課等との連携等が円滑に進められるのか。遅延なく業務が執行できるのか、その辺りの認識をお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この水稻を中心とした農地を保全していくためにはやはり基盤整備、そういったのに合わせまして担い手づくり、今後の農事組合法人あるいは大型農家さんの株式化、そこへ向けての人材育成、こういった取組が必要というふうに考えております。整備のほうは農地整備課のほう行いますけども、人材育成でありますとか担い手育成、そこら辺につきましてはしっかり農林課のほうと連携しながら、農林課としましても農地整備課と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。場所は離れますけども、定期的な会議でありますとか、そういったところを通じて取り組んでいきたいというふうに今考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。今の分で、課を増やす目的等は多分同じと言われるとは思いますが、一応課を増やす目的をお聞きした上でもう一つ、ほかの自治体での事例として、このように再ほ場整備計画に対して課を別に持っておられる、もしくはそういった視察を行ったかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 課を新設する目的につきましては、先ほど申し上げましたように、再ほ場整備、こちらに特化して事業行っているということで、単独の課を設けて進めてまいるといことでございます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 再ほ場整備をしている各地区の視察等はしております。新たな課を設置してるところもございますし、してないところで、その内部、中の調整をしている自治体もあるような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） でしたら、整備に係る費用が幾らになるのかをお聞きします。その上でその効

果、壬生ふれあいセンターに場所を変えるということですが、その整備費用に関してお聞きいたします。そしてその効果をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 費用につきましては、現在見積りを取得中でございますので、詳しい金額等は申し上げることができませんけれども、早急にその事務を進めていくということで、取りかかりも早めにやっていきたいと思っております。効果につきましては全町的な事業ということで、課を新設し、そちらを進めてまいるということでございますので、場所的にもかなり会議等も含めて広いスペースが要ということで、壬生のふれあいセンターを今考えております。そちらでしっかり効果を出していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 費用を聞いた理由が課を増やすといったときには費用がかかるんじゃないか。その費用効果が認められなければならないというのが一点あります。その上で、先ほど職員配置ということだったんですが、これ最大5名の話ですけど、これは今現在の正規職員から3名分行くのか。新しく正職員をまだ増やして、会計年度も増やしてというと、ここもまた費用かかると思うんです。そういった部分では、財源としては一般財源なのかなと思うんですけれども、そういった部分での費用対効果という部分でお聞きいたしました。こちらをお答えできるようであればと思いますけれども。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） これは令和8年度の施政方針でも申し上げたように、これから稲作を継続していくためには、後継者不足の中で、担い手不足の中で、どうしても再ほ場整備はしていかなければならないというふうに認識をしております。経済効果とかいうものも当然出てきますけれども、それよりも何よりも後継者ができるような環境をつくっていかないと農地は荒れ果てていくというふうに認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第4号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第5号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第5号、職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第5号、職員の旅費に関する条例等の一部を

改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第6号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第6号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第6号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第7号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 3番、坂本です。本議案の提案理由として広島県が県内市町に移譲している生活衛生の事務権限の一部を広島県へ返還するためとございます。広島県からの権限事務移譲、平成20年だったと思うんですが、これはあったと思います。幾つかあるわけですが、そうした中で、この生活衛生の事務が返還されるという、この経緯をお聞きます。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 権限移譲の経緯でございます。広島県では、議員の言われたとおり分権改革推進計画によりまして、住民に身近な行政サービスについては基礎自治体において総合的に展開できるように県内市町への事務権限の移譲を推進してきておりました。環境生活課におきましても、平成20年4月1日から生活衛生関係法令及び公害防止関係法令等の事務を権限移譲されております。経緯といたしましては、この中で、令和5年度から6年度にかけて、県で権限移譲の在り方の見直しがありました。そのときに専門人材確保やノウハウ蓄積が困難であるなどの実情や対象施設の監視、指導内容が複雑化していることを踏まえまして広島県のほうが移譲している事務の一部を引き上げることとなりました。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 大体の経緯はお聞きして分かりました。この返還後、今は役場の環境生活のほうで申請とか届出等受付されていると思いますが、返還後はこれはどこになるんですか。広島県庁内にある西部環境厚生事務所ですかね。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議員ご認識のとおり、広島県のほうの西部厚生環境事務所のほうになります。

- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。10番、泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 10番、泉田です。ここにたくさんの業務内容が並べてあります。これを県に返還するということなんですけど。あと一部を返還するとなってるんですが、あとどれぐらいの業務が残っているのか、ちょっと教えてください。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 現在県から事務を移譲されている業務につきましては71件ございます。今回県のほうへ返還するのが6つの業務ということですので、残りは65件となると認識しております。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 予算書の34ページを見ますと、県の負担金がマイナス198万4000円となっております。これは返還することによって、ここがマイナスになっておるのかどうかちょっと確認します。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 大ざっぱでございますけれども、県に返還することによりまして権限移譲で、交付金受けていた分が130万程度なくなるものでございます。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） あと65件の業務内容が残ってるということなんですけど、これ見ると、結構専門知識が要る内容じゃないんかと思います。あとの65の中にもそういったものがあるんじゃないかというふうに思います。極力職員さんの負担を軽減するよう、よろしくお願いします。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第8号、北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。3つある火葬場を2つ廃止をして1つにするということでございますけども、提案理由の中には、基本計画に基づいて廃止をするというふうに書いてありますけども、町民の皆さんの理解等どのように得たのか、お聞きをしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 北広島町火葬場基本計画が令和6年3月に策定いたしました。令和6年度につきましては、主に住民説明会ですとか行政区長会、まちづくり懇談会等で説明をし

てまいりまして、おおむね理解をいただいたと思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第8号、北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第9号、北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第9号、北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第10号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 泉田です。この内容を見ますと、随分と値上がりをしております。6月にも各施設の値上げをしたと思います。そのときの答弁が、すぐ上げるものではないと。一旦天井決めといて、施設の管理者と協議しながら、やむを得ないものは上げていくということだったんですけど、聞くところによりますと、6月に採決をしまして、7月にもう上がったというのがあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 大朝支所長。

○大朝支所長（矢部芳彦） 6月に提案させていただいた議案につきましては、スポーツ施設だったと思います。このたびの改正案につきましては宿泊研修施設でございますので、それと、値上がりがまたあるという意味ではございません。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） それは重々承知しております。ただ、提案理由に社会情勢による物価上昇に伴いという文言がございます。やはりこれ個人商店だったら、仕入れが上がるんだから当然

売値も上がってくるというのはしょうがないと思います。ですが、ここは自治体ですから、物価上昇だけの理由でここまで上げていいのか、中には50%上がってるものもあります。やはりこれはちゃんと予算を持って補填して町民の皆さんが気軽に使用できるようにするのが当然じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 大朝支所長。

○大朝支所長（矢部芳彦） このたびの値上げにつきましては、物価高騰もございますけども、現在改修を行っておりまして、かなりきれいになっております。当然利用される方には快適に使用していただくという環境が整っておりますので、それに付随した相応の負担というのはお願いをしたいというふうに思っております。特に入浴施設をシャワーにいたしまして、宿泊者以外の方にも利用していただくようなことも考えておりますので、幅広い方にしっかり利用していただくという意味も込めまして、このたびの改正に至った経緯でございます。ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。最近この料金値上げに関しては必ず聞いている質問ではございますけども、金額算定における町内施設との整合性、また町外の類似施設における比較をされているかどうかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 大朝支所長。

○大朝支所長（矢部芳彦） 町内にございます豊平の運動公園とか芸北のオークガーデン、アザレア千代田といった相応の施設と比較して設定をさせていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第10号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第11号 北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第11号、北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第11号、北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 議案第 12 号 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第 10、議案第 12 号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 12 号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 議案第 13 号 北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第 11、議案第 13 号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 13 号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 12 議案第 14 号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第 12、議案第 14 号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 14 号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第15号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第13、議案第15号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 泉田です。ちょっと確認なんですが、このサウナの設置うんぬんいろいろあるんですけど、これは営業目的のための設置なのかどうか、個人的に設置するものなのか、それをちょっと教えてください。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 今回の火災予防条例の改正ですが、営業目的。一般住宅のほうは規制対象外となっています。以上です。
- 議長（湊俊文） 6番、伊藤淳議員。
- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。町内に関連する施設があるかどうかお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 現在のところ、該当するサウナ設備はございません。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第15号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 指定管理者の指定について

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第16号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。今回の指定管理の指定期間が今年4月1日から5年間ということになっておりますけども、過去5年間の指定管理者であった団体及びその代表者に変動はないのかどうかお伺いします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） ございません。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） その際、各団体からの要望等はあったのか、お伺いしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） いろんな施設の維持していく中での細かい要望等は各年度ごとにあったようにも思いますけれども、総合的にはないというふうに認識しております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） その上で、今回のその指定管理料については、過去5年間と変わらないということでしょうか。物価高騰とかそういうところも含めての話ですけども。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 管理料については変更なしということで運営していくという形になります。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第16号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第17号 北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第17号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、沼田議員。

○8番（沼田真路） 8番、沼田でございます。今回の北広島町過疎地域持続的発展計画の令和8年度から令和12年度の後期計画に入るに当たって、これまでの前期計画、令和3年から令和7年の成果と課題をどのように総括されているのか。そしてその評価を後期計画にどのように反映されているのか伺います。また過疎対策事業債などそういった過疎地域事業債などの活用含めて、後期計画を実行する上で財政見通しと持続可能性についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） これまでの過疎計画の総括ということで申し上げます。提案説明の際にも申し上げたとおり、本町の北広島町過疎地域持続的発展計画につきましては、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こちらのほうに基づきまして、過疎地域である本町の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等活用した地域の活力のさらなる向上の実現を目指しという目的で計画を策定をしております。今回、計画期間が令和7年度で終了するに当たりまして、継続的な意味合いも持ちまして、新たに計画を上程させていただいているような次第でございます。成果と課題でございますが、これまでも申し上げてきておりますとおり、本町は財政的にもかなり厳しい時代というのを過去くぐり抜けてきたという経緯がございます。そうした中で、過疎地域において本町が持続可能な行政運営を行っていく上に何が必要なのかというものが過疎計画の中には入っているというふうに認識をしております。当然財源的なところもありますし、その活動的なところ、いわゆる取組的なところにつきましても、過疎計画という中でお示しをしておりますのでございます。成果ということではありますが、これもお金の話になって大変恐縮なんですけれども、過疎対策事業債を活用した事業というのは様々に実施をさせていただいております。これにつきましては過疎計画のほうの後期の終わる令和13年まで国のほうの期間もございますので、そういったところ活用しながら、事業のほうを進めていければというふうに考えております。当然財政計画、将来の財政計画を見据えた上で、過疎対策事業債よりも有利な起債という借入れ、起債というものがあまり

ないという中では、当然この財源を活用した財政運営というのを見越した形で財政計画というのを立てております。その中で当然財政健全化というの両立をしながら実施をしていくというようなことも考えております。あとソフト面で言えば、この過疎対策事業債を活用して、これまでも基金に積立てを行いまして、その基金を活用して様々なソフト事業というのを実施させていただいております。こうした取組につきましても引き続き実施させていただこうと考えております。あと地域の活動としましては、ご存じだと思いますけれども、令和4年に100プロさんが過疎地域の優良事例ということで表彰もされております。そうした活動につきましても、この過疎計画というものがいわゆる規則的には形となって取組というのに進められているというところもありますので、こうした活動につきましても引き続き支援というか、お手伝いできればというふうには考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 3番、坂本です。先ほど議案第4号で、北広島町課設置条例の一部を改正する条例が可決されました。農地整備課が設置されると、4月から。この過疎計画の中の17ページ、北広島町の行政機構というのが図で示されておりますが、これは議案提出が3月9日ですから、当然、今の現状の組織ですが、もう来月4月1日からは新しい組織になります。この計画変更をいつされる予定でしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） これまでも過疎計画につきましては、これもまた財源的な話で申し訳ないんですけども、個別具体の事業名を過疎計画に記載をした事業につきまして過疎対策事業債もしくは過疎の関係の交付金の対象になるというようなこともございます。なので適時、毎年度毎年度ではございますが、更新というのをかけさせていただいて、直近、一番最新の情報というものを事業に関しましてはさせていただきながら実施をさせていただいております。そのタイミングの中で今回ここに提示させていただいておりますのは、議員おっしゃいますとおり、令和7年4月1日の段階のものでございます。令和8年4月1日のものはまだ議決をいただいておりますので、ここには反映しておりませんので、次の変更のタイミング等ございましたら、そこで変更させていただこうかと考えてます。以上です。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 分かりました。早くても6月定例会、それ以降ということですね。はい。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第17号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第18号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第18号、町道の路線の認定についてを議題とします。これ

より質疑を行います。質疑はありませんか。2番、宮本議員。

○2番（宮本裕之） 2番、宮本です。この路線の認定によって、町道の路線数と総延長距離をお知らせください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） この路線が加わることによってということでございますけども。ただいま数字を持っておりませんので、お答えできません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第18号、町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第20号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第20号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。期間が当初の6月から8月まで延びる理由をまずお聞きたいします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先日も説明をさせていただきましたが、工期を標準工期に近いものに変更させていただくものでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 令和7年12月11日の資料において、こちらのほうは6月ということであったんですが、これは標準工期ではなかったということですか。併せて、3回までなのでちょっと付け加えるんですけども、金額の増額の確認をいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 以前お示しました参考資料で、今、議員言われましたとおり、6月末でございましたが、天候、また工事を発注してからの仮設までの届出期間等、仮設置で構造計算等で届出期間等を考慮いたしまして若干余裕は見ております。このたび上程しております請負金額につきましては変更はございません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） であれば、変わらなかった理由は仮設等でずれ込んだ部分で費用がかからなかったから全体の費用もかからなかった。工事自体の期間は変わらずの期間があるということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） ご質問に対してのお答えになってるかどうか分かりませんが、予算の関係もございますので、当初上程させていただいておりましたのは3月末でござい

て、先ほど議員も言われましたが、標準工期等勘案して6月末という情報もお渡ししておりますが、先ほども聞いていただきましたように、まずは屋根の工事に関する仮設につきます、その仮設設置の構造の申請等にも時間を要すというところから若干の余裕を見させていただいて、期限を8月末で上程でお願いしているところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第20号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第21号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第21号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。委員会ではほかの委員が質疑したことに重なるんですけども、エアコンの残りの耐用年数、今何年使っていて、あとどれぐらい使えるタイプのものなのかをまずお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 移設するエアコンの購入年度は平成31年度であります。耐用年数についてはちょっと手元に資料ございません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） エネルギー会社の計画に各学校の特別教室にエアコンを設置する計画があったように思うので、ここの確認等。加えて脱炭素先行地域から外れている大朝地域ですので、耐用年数が1つだけずれるエアコンがついた場合、数年後、特別教室にもしエアコンが全部設置されるといったときに、ここだけエアコンが古いままになるかどうか。なってしまわないようにということで、この点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町内公立学校特別教室のエアコン設置へ当課としても進めていきたいところでありまして、このたび、先に認定されました脱炭素先行地域の事業として取り組みたいというふうに考えております。ですが、その脱炭素先行地域の全体事業計画、ちょっと今不明瞭なところで、ただし設置に向けた準備はしっかりと今取り組んでいるところであります。この先行してつけたエアコンの取扱いということについて、耐用年数が来たら替えるとかいうものではなくて、故障がある、また使用が差し支えがあるといったときには速やかにしっかりと対応したいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第21号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第22号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第19、議案第22号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第22号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第23号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（湊俊文） 日程第20 議案第23号 令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 予算書8ページの繰越明許費補正でございます。その中の土木費のところの繰越明許費がかなり多いというふうに思いますし、2000万前後の繰越しが多いような気がするんですけども、何かこれ課題等があったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 繰越明許費についてご説明いたします。まず、今土木費とおっしゃったんですけども、建設課におきまして、6款1項の農業施設維持修繕事業と8款2項の県営道路改良事業並びに8款6項の砂防費の急傾斜地崩壊対策事業につきましては県の事業が繰越しとなったために負担金を繰り越すものでございます。また、道路維持修繕事業につきましては、大朝工業団地への企業の進出に伴って舗装を修繕するものでございます。9月の補正後に設計に取りかかり、発注しましたが、工法についての検討に時間を少し要しましたもので、冬季にかかったため工事が完了しなかったものでございます。また、道路新設改良事業につきましては、今年度社会資本整備交付金の交付決定が大きく遅れて7月中旬となったことなどが、あとまた交付金の内示減によって設計の変更等が必要になったことで、ちょっと発注が遅れたというようなことが要因で事業が完了しないといったことが原因での繰越しとなっております。また橋りょう修繕事業につきましては、出水期を避けて工事を発注しておりますので、その要因と、また工事現場で不法投棄が大量に発見されたというようなことがございまして、その適正処分の検討について時間を要したということが大きな原因でございます。また公園の管理事業につきましても、薬師公園において街路灯の更新を行っておりますけれども、これにつきまし

てはレアアース等の不足に伴い、製品が入荷しないといったことが原因で工事が完了しなかったというようなことでございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。幾つかあるんですが、3問までなので、ちょっと4つほど言わせてください。自立型避難環境構築事業において、移動式エアコンやスリムファン、ほかに電気自動車等々の備品を購入されます。こちら地域のイベント等で、避難しないほかのイベント行事等でこういったものを貸し出せるかどうか、その辺の整備をしているかどうか、今後の見通しをお聞かせください。次に、スポーツ推進費、生涯スポーツ推進事業のスポーツ推進計画策定支援委託料で171万円の減額がございました。こちらのほう減額になった理由、もともと500万の当初予算に対してかなりの減額だったので、策定していただいたところのいわゆる勉強なのかどうなのか分からないですけども、かなり減額になったこちらの理由をお聞かせください。次に、鳥獣被害防止協議会補助金、63ページ、1047万円の減で、委員会の報告では支払い方式の変更ということで、2月締切り、翌年実績払いということでの減額とは聞いてるんですけども、それで全額支払われるものなのか、それともまださらに使わない部分があるのか。この減額内容の内訳、どの程度の支払いになるのかというのが翌年度の当初予算にも影響しないのか、そういったところをお聞きいたします。最後に補正予算書65ページ、キャッシュレス推進事業委託料100万円の減ということで、委員会の中で、小売店や飲食店での使用が多かったということで報告を聞いたので、以前聞いたPay Payでの支払いに関してはなかなかこういったものが分からないということで聞いていたので、この辺判断された理由をちょっとお聞きしたいです。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 自立型避難環境構築の事業に関するご質問です。導入する電気自動車等につきましては、平時から公用車として積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。その他冷暖房の設備でありましたりとか衛星通信システム等もございますけれども、安易な貸出しをしてリースをしていく、レンタルをしていくという考えはございませんけれども、町が関わるような祭りであったりイベントであったりするところで、町民の方に認知してもらう。それから職員がそういった操作方法等熟知して、町民、それから職員の防災意識が向上するようなことが見込まれるのであれば積極的に使っていきたいというふうに思っております。今回の整備事業は孤立集落支援というのも見越しておりますので、災害時に孤立する集落やそういう避難所の環境向上、それから災害関連死を防ぐような取組でございますので、そういった妨げにならないのであれば貸出しもできるかなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 予算書38から39になろうかと思いますが、生涯スポーツ推進事業のスポーツ推進計画策定支援委託料でございますが、こちらは入札により業者を決定しております。その入札の結果生じた入札残金分の減額を上程させていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 予算書63ページの被害防止協議会等補助金の減の理由でございますけれども、この事業につきましては国の鳥獣害被害防止交付金を活用して事業を行うものでございます。減の理由といたしましては、当初鳥獣対策によります人材育成でありますとか、スマー

ト捕獲等の普及加速化事業、スマート技術を活用した捕獲等の実証試験等行う予定でございましたけれども、この人材育成とスマート捕獲の事業につきましては、県のほうが事業することになりましたので、その部分を減額しているものでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 予算書65ページの地域経済活性化キャッシュレス推進事業についてでございますけれども、これにつきましては昨年令和7年10月に実施したもので、大まかな成果、大きな傾向としましては、前年同月比で利用者数、利用回数、取引金額ともに150%から200%程度の伸びとなり、地域の活性化に大いにつながったものと分析しております。しかしながら議員のご質問にもありましたように、細かな店舗ごとの売上げデータであるとか細かな業態ごとの売上げの伸び、こういったものにつきましてはPayPayとのサービス上の秘密保持契約に基づくデータ開示という部分がありますので、公表できないところがあるということでご理解ください。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 81ページですけど、特定目的基金の1180万4000円、これの積立ての目的をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 特定目的基金1180万4000円、内訳を申し上げますと、森林環境譲与税に関する基金の積立てが817万7000円、森づくり基金の積立てが210万円、町有千代田住宅管理運営基金が152万7000円ということで、いずれも歳入との絡みの中で、余剰金が出た部分について基金に積み増しをするものと、あと利子等で積み増しが新たに必要になったものについて予算化をさせていただいているものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 内容は分かりました。森林環境譲与税の積立てということなんですけれども、これどういう目的で積み立てられるんですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この森林環境譲与税につきましては、森林の活用、間伐でありますとか森林整備、そういったものに対しまして交付されるものでございますので、年度で仮に1億来た場合、9000万しか消化できない場合につきましては、1000万を積み立てまして、また翌年度でその森林整備等に活用していくような流れになっておりますので、今回につきましても、令和7年度で消化できないものにつきましては基金に積立てさせてもらいまして、また8年度以降で活用していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（湊俊文） 日程第 2 1、議案第 2 4 号、令和 7 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 2 4 号、令和 7 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（湊俊文） 日程第 2 2、議案第 2 5 号、令和 7 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 2 5 号、令和 7 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（湊俊文） 日程第 2 3、議案第 2 6 号、令和 7 年度北広島町電気事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 2 6 号、令和 7 年度北広島町電気事業特別会計補正予算第 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（湊俊文） 日程第 2 4、議案第 2 7 号、令和 7 年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第 3 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第２７号、令和７年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第２５ 議案第２８号 令和７年度北広島町診療所特別会計補正予算（第３号）

○議長（湊俊文） 日程第２５、議案第２８号、令和７年度北広島町診療所特別会計補正予算第３号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第２８号、令和７年度北広島町診療所特別会計補正予算第３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２６ 議案第２９号 令和７年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

○議長（湊俊文） 日程第２６、議案第２９号、令和７年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第３号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第２９号、令和７年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第２７ 議案第３０号 令和７年度北広島町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（湊俊文） 日程第２７、議案第３０号、令和７年度北広島町下水道事業会計補正予算第３号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第３０号、令和７年度北広島町下水道事業会

計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩を取ります。11時25分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 14分 休 憩

午前 11時 25分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 先ほど可決していただきましたけども、宮本議員のご質問にありました数字につきまして、持ってまいりましたのでお答えします。今回認定する路線を加えまして、路線数は1428路線、総延長につきましては86万8353メートルとなります。以上です。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 先ほど伊藤淳議員のご質問、工事請負契約の変更についての中で、エアコンの耐用年数のことがございまして、耐用年数は13年でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 予算審査特別委員会の審査報告

○議長（湊俊文） 日程第28、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第31号、令和8年度北広島町一般会計予算から議案第38号、令和8年度北広島町下水道事業会計予算までの予算関係8議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、石坪委員長。

○予算審査特別委員長（石坪隆雄） 令和8年3月25日、北広島町議会議長湊俊文様。予算審査特別委員会委員長石坪隆雄。議案第31号から議案第38号の令和8年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告書。1、審査対象、議案第31号、令和8年度北広島町一般会計予算。議案第32号、令和8年度北広島町国民健康保険特別会計予算。議案第33号、令和8年度北広島町介護保険特別会計予算。議案第34号、令和8年度北広島町電気事業特別会計予算。議案第35号、令和8年度北広島町芸北財産区特別会計予算。議案第36号、令和8年度北広島町診療所特別会計予算。議案第37号、令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算。議案第38号、令和8年度北広島町下水道事業会計予算。2、審査期間、令和8年3月10日から3月17日のうち3日間。3、審査方法、令和8年第1回北広島町議会定例会開会の3月9日に令和8年度北広島町予算関係8議案の予算審議を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算の審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月10日、16日、17日に招集し、10日には執行者等の出席を求めて、各会計の予算説明を受け、その後、16日、17日に質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として

採決を行った。４、審査結果、付託を受けた令和８年度北広島町予算関係８議案については原案可決と決定した。５、審査意見、令和８年度当初予算は、箕野町政４期目の２年目の予算編成となり、一般会計予算１５６億６０００万円である。令和７年度の当初予算は骨格予算だったので、令和７年６月の肉付け予算を加えた１５４億５５００万円と比較すると、率にして１．３％の増となる。特別会計を含む当初予算総額は２１１億５９００万円である。歳入のうち町税は前年度と比較して個人町民税７．４％の増、固定資産税２．６％の増と町税全体として３．３％の増の３０億６０９２万円を見込んでいる。地方交付税は、０．５％増の５８億５０００万円を見込み、国庫支出金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等の増により４億５６７７万円の増、県支出金は、産地パワーアップ事業補助金の減などにより減収だが、国県を合わせて１１．７％の増の３６億４８５９万円を見込んでいる。町債は対象となる普通建設事業の減により、対前年比１８．３％の減の７億８６２０万円、基金は、財政調整基金、地域振興基金、過疎地域持続的発展基金など５億３００９万円の繰入を見込む。歳出では、主な新規事業として、保育料無償化事業１２１５万円、保育施設整備事業２９８８万円、小学校給食費無償化事業３９８７万円、舞ロード千代田改修事業７０３４万円、芸北オークガーデン改修事業６２２万円、大朝海洋センタープール改修事業２１８２万円、千代田運動公園温水プール改修事業１５６８万円、豊平診療所非常用発電機更新事業１３２０万円、地域医療介護総合確保事業２７９０万円、消防団標準活動服購入事業１７２６万円、河川改良事業９３０万円などがある。本特別委員会の中では、各委員から、一般会計歳入では財源などについて、歳出では、きたひろ宣伝部、まちづくりコミッション事業者支援委託料、まちづくりコミッション補助金、火葬場解体工事、再ほ場整備事業、地域商品券換金交付金、地域防災計画策定委託料、学校用務委託料、また、国民健康保険特別会計では、きたひろ健幸ポイントなど、多岐にわたり施策の内容や課題への取組に対して多くの質疑がなされた。長期化する物価高騰など社会情勢の急激な変化を見据え、本町の喫緊の課題である少子高齢化と人口減少、老朽化した公共施設への対応など、持続可能な町政運営を見据えた予算編成である。しかしながら、町民目線に立ち、優先すべき施策が何かを十分に精査する中で、自主財源の確保や経費の合理化・効率化を図り、限られた財源の有効活用と健全な財政運営が必要である。本委員会で審議された内容を町政運営に反映させることを強く要望し、予算審査特別委員会の報告とする。

- 議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより予算関係８議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係８議案について、委員長の報告は全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第２９ 議案第３１号 令和８年度北広島町一般会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第２９、議案第３１号、令和８年度北広島町一般会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はあ

りませんか。6 番、伊藤淳議員。

- 6 番（伊藤淳） 6 番、伊藤淳です。反対討論いたします。現在の予算が町民の我慢と協力の上に成り立ってる予算だということを理解していただきたいため反対の立場を取ります。この我慢と協力をいつまで続ければ北広島町財政はさらに明るくなるのか、その明示がしてもらえたらと、また施策によっては地域差があるなどの視点、意見がございます。例えばでいきますと、移住や若者定住が必要としながらも関連する制度の拡充や新制度があまり増えていない点です。Uターン奨励金や空き家の改修事業、新築する場合の新制度、奨学金制度の拡充などです。地域差を感じるものでは、私立こども園では負担が多く、導入が難しいこども誰でも通園制度が一つの具体例です。ほかに病児・病後児、脱炭素先行地域の子育て世代支援の明示など、もろもろの思いが募るところではございます。詳細は、過去の反対討論や一般質問、委員会で伝えていきますので割愛をします。もちろん全てを否定しているわけではなく、行政が新たに始めていることにはとても期待しております。学校の用務活動や子ども第三の居場所、きたひろ宣伝部や海外公演以外の伝統芸能活性化事業などもろもろでございます。みんなが北広島町を維持したいという思いで我慢と協力を続けているからこそこの予算と私は捉えております。以上の思いの表明を反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（湊俊文） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。9 番、伊藤立真議員。

- 9 番（伊藤立真） 9 番、伊藤立真です。令和 8 年度北広島町一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。予算額 1 5 6 億 6 0 0 0 万円、対前年度 5 億 6 0 0 0 万円増の令和 8 年度当初予算について、長期化する物価高騰、老朽化した公共施設への対応、賃上げ、金利上昇など厳しい環境下においても財政の健全化を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や新たな行政課題を的確に捉えつつ、中長期的な視点に立ち、第 2 次北広島町長期総合計画改訂版並びに第 3 期北広島町総合戦略に掲げる事業を実施するために財源を捻出して、各施策を積極的に進めるための予算配分を行ったとしております。今定例会の審議過程で新規事業となる保育料・副食費無償化事業や小学校給食費無償化事業など子育て世代の経済的負担軽減を図り、安心の暮らしに直結する新たな事業や舞ロード千代田、芸北オークガーデン、大朝海洋センタープール、千代田運動公園温水プールの改修事業など、早急かつ限られたスケジュールで取り組むべきこと、再は場整備事業や伝統芸能活性化事業、脱炭素先行地域事業、行政業務包括委託事業など主要事業に掲げられた内容、これらは先ほど予算審査特別委員会委員長からの報告にもありましたけれども、その会で質疑を重ねてきたところです。令和 8 年度当初予算は、住民生活、暮らしに直接関わるものであり、新年度を間近に控える中で直ちに取り組まなければならない事業、施策、これらは確実に進められなければなりません。計画どおりに着実に事業、施策が進められているか。事務事業の徹底的な見直しがされているかなど、常に緊張感を持って予算執行がされるよう申し添え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第 3 1 号、令和 8 年度北広島町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 0 議案第 3 2 号 令和 8 年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 3 0、議案第 3 2 号、令和 8 年度北広島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 3 2 号、令和 8 年度北広島町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 1 議案第 3 3 号 令和 8 年度北広島町介護保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 3 1、議案第 3 3 号、令和 8 年度北広島町介護保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 3 3 号、令和 8 年度北広島町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 2 議案第 3 4 号 令和 8 年度北広島町電気事業特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 3 2、議案第 3 4 号、令和 8 年度北広島町電気事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 3 4 号、令和 8 年度北広島町電気事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 3 議案第 3 5 号 令和 8 年度北広島町芸北財産区特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 3 3、議案第 3 5 号、令和 8 年度北広島町芸北財産区特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第35号、令和8年度北広島町芸北財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第36号 令和8年度北広島町診療所特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第34、議案第36号、令和8年度北広島町診療所特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第36号、令和8年度北広島町診療所特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第35 議案第37号 令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第35、議案第37号、令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第37号、令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第38号 令和8年度北広島町下水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 日程第36、議案第38号、令和8年度北広島町下水道事業会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第38号、令和8年度北広島町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第37 発議第3号 北広島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

- 議長（湊俊文） 日程第37、発議第3号、北広島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。9番、伊藤立真議員。
- 9番（伊藤立真） 発議第3号、令和8年3月25日、北広島町議会議員長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤立真。賛成者、北広島町議会議員佐々木正之、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美。北広島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。提案理由です。地方自治法の一部が改正され、町議会議員の町に対する請負に係る規制が緩和をされます。この改正を受け、議員が町との請負状況を公表することにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図る必要が生じたことから本条例を提案するものです。第1条では、この条例の目的、第2条では、町からの請負状況の報告内容について掲げています。第3条で、議長は報告内容の一覧表を作成し、公表しなければならないと定め、第4条で、報告等の保存期限及び閲覧について定めています。この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日に始まる会計年度における請負から適用します。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第3号 北広島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第4号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第38、発議第4号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。11番、敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 発議第4号、令和8年3月25日、北広島町議会議員長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美。賛成者、北広島町議会議員坂本伸次。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。提案理由です。北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の議決に伴い、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を提案します。第2条の（2）産業建設常任委員会の所管課に農地整備課を加えるものです。この条例は、令和8年4月1日から施行します。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案につ

いて採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第4号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 発議第5号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第39、発議第5号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。3番、坂本議員。

- 3番（坂本伸次） 3番、坂本伸次です。発議第5号、令和8年3月25日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員坂本伸次。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美。議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北広島町条例第33号）の一部を次のように改正します。第5条関係の別表中、宿泊料について、甲地方1万900円、乙地方9800円のところ、甲地方、乙地方の区別をなくして、一夜につき1万900円とする。そして、備考の第1項、宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1に規定する甲地方及び乙地方をいう）、第2項、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなすを削除します。附則としましては、この条例は令和8年4月1日から施行する。以上のとおり条例の一部を改正いたします。提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部が改正されたことに伴い改正するため提案するものです。議員各位のご賛同よろしくお願いします。

- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第5号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 発議第6号 北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第40、発議第6号、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。7番、中村議員。

- 7番（中村忍） 発議第6号、令和8年3月25日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員中村忍。賛成者、北広島町議会議員伊藤淳。北広島町議会の個人情報の保護に関

する条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を提案します。この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。議員各位のご賛同よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第6号、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 閉会中の継続審査の申出について

○議長（湊俊文） 日程第41、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。総務常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申出が提出されております。お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。3月9日の開会から本日までの17日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。今回は、令和8年度の当初予算等多くの議案を提案し、ご審議いただきました。令和8年度当初予算に計上しました事業等着実に実行してまいります。新たな課を設置し、本格的に取り組む始める再は場整備や昨年認定を受けた脱炭素先行地域の事業をはじめ、継続事業を含め、様々な課題の解決に向けて、明るく元気なまちづくり、持続可能なまちづくりを目指して、職員と総力を挙げてまい進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ここ北広島町にも日ごとに春の陽気を感じられる季節となりました。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで町長の発言を終わります。3月定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、3月9日から本日まで17日間の会期で開催され、本町行政の根幹となる令和8年度各会計予算をはじめ、令和7年度各会計補正予算、条例案等の町民生活に直結した重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力いただき、心から感謝申し上げます。令和8年度、新年度を迎えるに当たり、執行部におかれましては、それぞれ

の審議過程で議員各位から出された意見などを踏まえて町政を推進されるよう、強く要望いたします。結びに、議員各位におかれましては一層ご自愛の上、本町発展のためますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和8年第1回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 08分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~